

仕様書（案）

1. 件名

聴覚特別支援学校向け電話リレーサービス教材開発業務

2. 背景・目的

電話リレーサービスは、聴覚や発話に困難のある人と聴者との電話を、通訳オペレータが手話・文字と音声を通訳することにより仲介するサービスであり、「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」に基づき、2021年7月から公共インフラとして提供されている。

日本財団電話リレーサービス（以下「NFTRS」という。）が2026年度に全国の特別支援学校（聴覚障害）を対象として実施したアンケート調査では、回答71校のうち90.1%が電話リレーサービスを授業で扱う必要性を感じている一方、「教材の不足」（64.7%）、「教員側の知識不足」（61.8%）等が課題として挙げられた。また、教材・コンテンツとして、体験・デモプログラム、動画、スライド、教員向け解説資料等へのニーズが確認された。

本業務では、これらの結果を踏まえ、特別支援学校（聴覚障害）の教員が学校現場で活用できる、電話リレーサービスに関する標準教材パッケージを開発することとし、学校教育・教材開発に関して専門的知見を有する外部の専門機関に委託するものである。

3. 教材の基本方針

（1）対象・授業時間

- 主な対象：特別支援学校（聴覚障害）高等部・専攻科
- 授業時間：1コマ（45～50分程度）
- 次年度以降、中学部への展開等の発展的内容への拡充を想定する。

（2）学習目標

生徒が以下について学び、体験できる教材とする。

- 1 電話リレーサービスの社会的・制度的な位置づけを理解する。
- 2 電話リレーサービスの基本的な仕組み・利用方法を理解する。
- 3 電話を利用する際の基本的なコミュニケーション方法・マナーを理解する。
- 4 電話リレーサービスを利用した実際の通話を体験する。
- 5 自分の生活における電話リレーサービスの活用場面を考える。

4. 業務内容

受託者は、NFTRSが提供するアンケート調査結果、既存の出前授業資料、電話リレーサービスに関する資料等を踏まえ、NFTRS及び特別支援学校（聴覚障害）教員等と協議しながら、以下の業務を行う。

（１）教材全体の設計

学校教育・教材開発の専門的知見に基づき、学習目標、授業構成、学習活動、教材の内容及び評価方法等を設計する。

特に、以下に配慮する。

- 特別支援学校（聴覚障害）における教育課程・授業との整合性
- 高等部・専攻科の生徒の発達段階
- 視覚的な分かりやすさ
- 生徒が自ら考え、体験できる授業構成
- 電話リレーサービスの知見に乏しい教員でも実施できる教材
- 学校や生徒の実態に応じて調整できる構成

（２）標準教材パッケージの制作

以下を一体的な教材として制作する。

１ 教員用指導案

学習目標、授業の流れ、学習活動、発問例、指導上の留意点、振り返り・評価方法等。

２ 授業用スライド＋教員向け解説資料

電話リレーサービスの位置づけ、仕組み、特徴、利用方法、活用事例、利用料金・登録、電話の基本的なマナー、緊急通報等を、図・イラスト等を活用して分かりやすく構成する。教員向けの説明・発問例等をノート欄等に記載する。

３ 体験・デモプログラムとの接続

授業の中に電話リレーサービスの体験を位置づけ、体験用シナリオや授業上の進め方を設計する。

※デモ環境の構築、システムの接続・運用等は原則としてNFTRSが担当する。

（３）モデル校等での試行・改善

試作した教材について、モデル校等での試行又は特別支援学校（聴覚障害）教員等によるレビューを行い、得られた意見を踏まえて教材を改善する。

試行の実施方法・校数については、契約時期及び学校との調整状況を踏まえ、NFTRSと受託者が協議して決定する。

5. 実施体制・役割分担

● NFTRS

電話リレーサービスに関する制度、サービス内容、利用方法等に関する専門的知見及び資料の提供、内容の確認、デモ体験等のシステム提供・調整・台本たたき台の作成、特別支援学校（聴覚障害）教員及び外部専門家の選定・調整・謝金等の支払い手続きを行う。

● 受託者

学校教育・教材開発の専門的知見に基づき、特別支援学校（聴覚障害）教員等の助言を得ながら、教材全体の設計、授業設計、指導案及び教材の制作を行う。また、基本設計の段階からNFTRS、受託者、特別支援学校（聴覚障害）教員等が協議しながら開発することを基本とし、必要に応じて外部専門家の監修を受けることとする。

6. 業務期間・スケジュール

契約締結の日から2027年3月31日まで

2026年9月から発注・選定手続きを開始し、10～11月頃の契約・業務開始を想定する。

時期	内容
2026年10月	入札・発注手続き、事業者選定
2026年10～11月	契約締結・業務開始、既存資料の確認、基本設計
2026年11～12月	教材構成案、指導案、授業用スライド等の作成
2027年1月	試作版の作成・NFTRS及び学校関係者等による確認
2027年1～2月	モデル校等における試行・評価
2027年3月	成果物納入

※契約時期や学校との調整状況に応じて、NFTRSと受託者が協議の上、変更できるものとする。

7. 納入成果物等

（１）納入成果物

No.	成果物	形式
1	教員用指導案	Word及びPDF
2	授業用スライド	PowerPoint及びPDF

3	教員向け解説資料	PowerPointノート欄又はWord/PDF
4	教材に使用した図表・イラスト等	編集可能な元データ
5	試行・評価結果及び教材への反映内容を整理した資料	Word又はPowerPoint
6	最終教材一式	編集可能形式及びPDF

成果物は、PDFに加え、NFTRSが今後内容を更新・改訂できる編集可能な形式（PowerPoint、Word等）で納入する。

教材に使用する図表、イラスト、写真等については、全国の特別支援学校（聴覚障害）への配布、Web掲載、NFTRSによる改訂等を想定した権利処理を行う。

（２）納入場所

一般財団法人日本財団電話リレーサービス

（３）納入期限

令和９年３月３１日（水）

8. 知的財産権等

（１）受託者は、本契約に関して当財団の開示した情報及び契約履行過程で生じた納入成果物に関する情報（公知の情報及び受託者自らが本業務外で既に入手しているものと認められる情報を除く。以下同じ。）を、本契約の目的以外に使用又は第三者に開示若しくは漏洩してはならないものとし、そのために必要な措置を講ずること。

なお、当該情報を本契約以外の目的に使用又は第三者に開示する必要がある場合は、事前に当財団の書面による承認を得ること。

（２）本契約の納入成果物に関し、著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に定める権利を含む全ての著作権及びノウハウ（営業秘密）は当財団に帰属し、当財団が独占的に使用するものとする。ただし、受託者が本契約履行前から保有していた著作権で納入時にその範囲を当財団に示したもののについてはこの限りではない。

なお、受託者は当財団に対し、一切の著作者人格権を行使しないこととし、また、第三者にも行使させないものとする。

（３）納入成果物に第三者が権利を有する著作物が含まれている場合は、当財団が特に使用を指示した場合を除き、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約に係る一切の手続を行うこと。この場合、受託者は当該契約等の内容について事前に当財団の承認を得ることとし、当財団は当該著作物について当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

(4) 本仕様書に基づく作業に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争が生じた場合は、当該紛争の原因が専ら当財団の責めに帰す場合を除き、受託者の責任及び負担において一切を処理すること。この場合、当財団は当該紛争の事実を知ったときは、受託者に通知し、必要な範囲で訴訟上の防衛を受託者に委ねる等の協力措置を講ずるものとする。

(5) 受託者は、本契約の履行に当たり、本契約の全部を一括して第三者に再委託することはできないものとする。ただし、本契約の適正な履行を確保するために必要な範囲において、本契約の一部を再委託する場合は、受託者はあらかじめ当該第三者の住所、氏名、再委託する業務の範囲、その必要性及び契約金額について記載した書面を当財団に提出し、書面による承認を受けなければならないこととする。

なお、受託者は当財団から承認を受けた内容を変更しようとするとき、あるいは、当該第三者が更に再委託する場合についても、同様に当財団から書面による承認を受けなければならないこととする。

9. 個人情報等の取扱い

(1) 受託者は、本契約に基づく作業により知り得た個人情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用しないこと。このことは契約の終了後においても同様とする。

(2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）等の個人情報保護に関する関係法令を遵守し、個人情報の安全管理に努めること。

(3) 受託者の責任に起因する情報の漏えい等により損害が発生した場合は、受託者は自らの責任と負担において一切の処理を行うこととする。

(4) 受託者は、契約の終了後、原則、個人情報の廃棄等をする。

(5) 受託者は、個人情報が存在する間は、個人情報の漏えい事故が発生した場合、当財団に報告等をする。

10. 業務の実施体制

(1) 受託者は、契約を履行する業務に従事する受託者の役職員である個人（以下「業務従事者」という。）として、本件業務を実施するにあつて必要な経験、資格、業績等を有する者を確保すること。

(2) 業務従事者は、履行に必要若しくは有用な、又は背景となる経歴、知見、語学（日本語母語及び外国語能力）、文化的背景（日本国籍等）を有すること。

11. 秘密保持

(1) 本契約において、「秘密情報」とは、次に掲げるものをいう。

① 本業務に関し、本契約の一方当事者（以下「開示者」という。）から本契約の他方当事者（以下「被開示者」という。）に対して、秘密である旨が表示された書面又は電磁的記録によって開示された情報

② 本業務に関し、開示者から口頭、投影その他の書面又は電磁的記録以外の方法により開示された情報であって、開示時に秘密である旨が伝達され、かつ、当該開示後14日以内に当該情報の内容を記載又は記録した書面又は電磁的記録によって秘密である旨が通知された情報

（２）前項の秘密情報には次の各号のいずれかに該当するものを含まないものとする。

① 開示される以前に既に自ら保有していた情報

② 開示される以前に公知であった情報

③ 開示された後、自己の責めによらないで公知となった情報

④ 開示された後、正当な権利を有する第三者から秘密保持義務を課せられることなく取得した情報

⑤ 開示された情報によらずに独自に開発した情報

（３）被開示者は、開示者の事前の書面による承諾なしに秘密情報を第三者に開示又は漏えいしてはならない。また、本業務以外の目的にこれを使用してはならない。

（４）前項の規定にかかわらず、被開示者は、本業務のために被開示者の子会社の役員及び従業員に対して、被開示者が開示者に対して負うべき義務と同等の義務を負わせた上、秘密情報を開示することができる。

（５）第３項の規定にかかわらず、被開示者は、秘密情報を知る必要がある弁護士、公認会計士、税理士その他の法令上の秘密保持義務を負う者に対して、秘密情報を開示することができる。

（６）第３項の規定にかかわらず、被開示者は、行政当局、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令（金融商品取引所の定める規則を含む。）上の権限に基づき開示請求があった場合、当該秘密情報を開示することができる。この場合において、やむを得ない事由があるときを除き、事前に開示者に通知しなければならない。

（７）本条の規定は、本業務の終了又は本契約の解約若しくは解除の後も有効とする。

12. その他

（１）本件調査は受託者が主体となって行うものであるが、当財団の求めに応じて実施状況をまとめた資料を提出すること。

（２）本仕様書の内容及び解釈等について不明な個所がある場合その他特に必要がある場合は、事前に当財団と協議し、決定、解決すること。この場合、当該協議に関し、メール等を含む明示的な方法で当財団の確認を受けること。

（３）本仕様書に係る疑義については、当財団に問い合わせること。